品の量が政令で定める要件に該当するものをいう。以下同じ。）の特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制の状況が㈠の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定プラスチック使用製品多量提供事業者に対し、その判断の根拠を示して、必要な措置をとるべき旨の勧告等をすることができることとした。（第二九条及び第三〇条関係）

7

市町村の分別収集及び再商品化

㈠　市町村は、分別収集物（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）の再商品化を、容器包装再商品化法第二一条第一項に規定する指定法人に委託することができること等とした。（第三一条及び第三二条関係）

㈡　市町村は、単独で又は共同して、分別収集物の再商品化の実施に関する計画（以下「再商品化計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとし、再商品化計画の変更等について所要の規定を設けることとした。（第三三条及び第三四条関係）

㈢　認定に係る再商品化計画に記載されたプラスチック容器包装廃棄物（容器包装再商品化法第二条第四項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるものとして主務省令で定めるものをいう。）については、これを容器包装再商品化法第二条第六項に規定する分別基準適合物とみなして、容器包装再商品化法の規定を適用すること等とした。（第三五条～第三八条関係）

8

製造事業者等による自主回収及び再資源化

㈠　自らが製造し、若しくは販売し、又はその行う販売若しくは役務の提供に付随して提供するプラスチック使用製品が使用済プラスチック使用製品となったものの再資源化のための使用済プラスチック使用製品の収集、運搬及び処分の事業（以下「自主回収・再資源化事業」という。）を行おうとする者（以下「自主回収・再資源化事業者」という。）は、自主回収・再資源化事業の実施に関する計画（以下「自主回収・再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとし、自主回収・再資源化事業計画の変更等について所要の規定を設けることとした。（第三九条及び第四〇条関係）

㈡　自主回収・再資源化事業計画の認定を受けた自主回収・再資源化事業者等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四五年法律第一三七号。以下「廃棄物処理法」という。）の規定にかかわらず、同法の規定による許可を受けないで、認定に係る自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を業として実施することができることとし、所要の規定を設けること等とした。（第四一条～第四三条関係）

9

排出事業者による排出の抑制及び再資源化等

㈠　主務大臣は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するため、主務省令で、排出事業者がプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき措置に関し、当該排出事業者の判断の基準となるべき事項を定めることとした。（第四四条関係）

㈡　主務大臣は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するため必要があると認めるときは、排出事業者に対し、㈠の判断の基準となるべき事項を勘案して必要な指導及び助言を、多量排出事業者（排出事業者であって、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が政令で定める要件に該当するものをいう。以下同じ。）のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の状況が㈠の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、その判断の根拠を示して、必要な措置をとるべき旨の勧告等をすることができること等とした。（第四五条～第四七条関係）

㈢　自らが排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等について再資源化事業（プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化のためのプラスチック使用製品産業廃棄物等の収集、運搬及び処分の事業をいう。以下同じ。）を行おうとする排出事業者及び複数の排出事業者の委託を受けて、これらの者が排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等について再資源化事業を行おうとする者（以下「再資源化事業者」という。）は、再資源化事業の実施に関する計画（以下「再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとし、再資源化事業計画の変更等について所要の規定を設けることとした。（第四八条及び第四九条関係）

㈣　再資源化事業計画の認定を受けた再資源化事業者等は、廃棄物処理法の規定にかかわらず、同法の規定による許可を受けないで、認定に係る再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為を業として実施することができることとし、所要の規定を設けること等とした。（第五〇条～第五三条関係）

10

雑則

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例、報告の徴収、立入検査及び関係行政機関への照会等、主務大臣等、経過措置並びに罰則に関する所要の規定の整備を行うこととした。（第五四条～第六六条関係）

11

施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇国家公務員法等の一部を改正する法律（法律第六一号）（内閣官房）

一　国家公務員法の一部改正関係

1

定年前再任用短時間勤務職員の任用等

㈠　任命権者は、年齢六〇年に達した日以後に退職をした者（以下「年齢六〇年以上退職者」という。）等を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の官職（指定職俸給表の適用を受ける職員が占める官職等（以下「指定職」という。）を除く。以下同じ。）に採用することができることとした。ただし、これらの者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。以下同じ。）を経過した者であるときは、この限りでないこととした。（第六〇条の二第一項関係）

㈡　㈠により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとすることとした。（第六〇条の二第二項関係）

㈢　任命権者は、年齢六〇年以上退職者等のうちこれらの者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の官職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日を経過していない職員以外の職員を当該短時間勤務の官職に昇任し、降任し、又は転任することができないこととした。（第六〇条の二第三項関係）

㈣　任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができないこととした。（第六〇条の二第四項関係）

㈤　定年前再任用短時間勤務職員が、年齢六〇年以上退職者となった日までの引き続く職員としての在職期間又は㈠によりかつて採用されて定年前再任用短時間勤務職員として在職していた期間中に国家公務員法若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合等においても、懲戒処分を行うことができることとした。（第八二条関係）

2

管理監督職勤務上限年齢による降任等

㈠　任命権者は、管理監督職（一般職の職員の給与に関する法律第一〇条の二第一項に規定する官職等及び指定職（その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより㈡を適用することが著しく不適当と認められる官職として人事院規則で定める官職を除く。）をいう。以下同じ。）を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達してい